

【令和 8 年 6 月 10 日 小坂町議会 議員全員協議会資料 総務課】

小坂町過疎地域持続的発展計画の 年度別事業計画（令和 8 年度）

小 坂 町

目 次

1. 事業計画の概要	1
2. 年度別事業計画	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2
2 産業の振興	2
3 地域における情報化	4
4 交通施設の整備、交通手段の確保	5
5 生活環境の整備	6
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	8
7 医療の確保	10
8 教育の振興	11
9 集落の整備	13
10 地域文化の振興等	13
11 再生可能エネルギーの利用の推進	14
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	14
3. 過疎対策の目標値及び実績値	
1 基本的な事項	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
3 産業の振興	15
5 交通施設の整備、交通手段の確保	15
6 生活環境の整備	16
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	16
8 医療の確保	16
9 教育の振興	16
10 集落の整備	17
11 地域文化の振興等	17
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	17

1. 事業計画の概要

(1) 過疎地域持続的発展計画の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

(2) 計画の達成状況の評価について

過疎計画で定めた主要施策を実現するため、各施策の実行状況について定期的な分析・評価を行い、PDCAサイクルによる評価結果を踏まえて毎年度見直しを行う。

(3) 評価手法

第6次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略で記した事業の目標値及び指標と合わせて実施し、議会への報告並びに町ホームページで公表する。

(4) 年度別事業計画

第6次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略の事業を実施し目標を達成するための実施計画と合わせて、過疎地域持続的発展計画の目標達成のための令和8年度事業計画を策定する。